

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外184名

1審被告 関西電力株式会社

### 証拠説明書

(乙247~268号証)

平成29年6月21日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小原正敏



弁護士 田中宏



弁護士 西出智幸



弁護士 神原浩



弁護士 原井大介



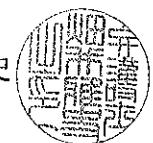
弁護士 森拓也



弁護士 辰田淳



弁護士 畑 井 雅 史



弁護士 坂 井 俊 介



弁護士 山 内 喜 明



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 中 室 祐



号証	標　目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立　証　趣　旨
乙247	島崎前原子力規制委員会委員長代理との面会について	写し	H28. 7. 20	原子力規制庁	<p>1927年北丹後地震、1930年北伊豆地震、1943年鳥取地震に関して島崎邦彦氏（以下、「島崎氏」という）が用いたデータについて、島崎氏自身が、その正確性に疑義を呈していること（9頁）、兵庫県南部地震の断層長さを40kmとして武村式で地震モーメントを計算すると、地震モーメントが明らかに過大になることを島崎氏が認めていること（14頁）、等</p> <p>なお、乙247号証は、甲342号証と同じものである。</p>
乙248	平成28年(ラ)第677号仮処分命令認可決定に対する保全抗告事件の決定	写し	H29. 3. 28	大阪高等裁判所第11民事部	<p>大阪高等裁判所平成28年(ラ)第677号仮処分命令認可決定に対する保全抗告事件の決定の内容</p> <p>なお、上記決定のうち、当事者目録部分（406～410頁）は除いている。</p>
乙249	平成28年度原子力規制委員会 第23回会議議事録（平成28年7月27日（水））	写し	—	原子力規制委員会	<p>島崎氏の申入れを受けて行われた大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）の基準地震動の試算結果に関する、原子力規制委員会での議論の内容</p> <p>なお、乙249号証は甲346号証と同じものであり、乙160号証よりも広い範囲を抜粋したものである。</p>
乙250	原子力規制委員会記者会見録（平成29年4月26日）	写し	—	原子力規制委員会	田中俊一委員長が、島崎氏が熊本地震によって得られたと主張する「新たな知見」は従来の知見と比べて特段新しいものではなく、島崎氏の主張には根拠がないとの認識を示していること（5頁）

乙251	新編 日本の活断層 (抜粋)	写し	H3. 3	活断層研究会	日本の各地域における活断層の分布状況、断層長さや走向等の活断層の情報、地震活動の概要等
乙252	Seismic moment of the 1891 Nobi, Japan, earthquake estimated from historical seismograms (甲477の1) の訳文	写し	H29. 6. 7	1審被告	<p>1891年濃尾地震に関して、同地震の観測記録と、各種パラメータを設定した断層モデルから求められる地震波形とを比較した結果、岐阜—一宮線を震源断層に含めたモデルと整合的であったとされていること</p> <p>なお、甲477号証の1の訳文として甲477号証の2が提出されているが、図表や訳の一部が省略されている。そのため、甲477号証の1の全体の訳文として、乙252号証を提出する。</p>
乙253	1891濃尾地震 報告書 (抜粋)	写し	H18. 3	中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会	中央防災会議においては、地震調査研究推進本部の評価（甲461）で岐阜—一宮線が活断層ではないと判断された際の根拠となった愛知県の調査結果について、重大な問題点があるとの指摘がなされており、濃尾地震の際に動いた断層については未だに十分な決着がついていないとされていること（3頁）
乙254	平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会報告書	写し	H7. 9	原子力安全委員会	兵庫県南部地震は既知の活断層が密集する六甲—淡路断層帯に沿って発生したものであり（24頁）、地震発生前から確認されていた震源断層の長さ（約55km）をもとに地震の規模を評価したところ、実際の規模（マグニチュード7.3）を上回る、マグニチュード7.7が想定される（17頁）と確認されていること
乙255	六甲・淡路島断層帶の評価	写し	H17. 1. 12	地震調査研究推進本部	地震調査研究推進本部の長期評価において、六甲・淡路島断層帶主部の長さが約71kmとされていること

乙256	活断層とは何か (抜粋)	写し	H8. 2. 20	池田安隆 島崎邦彦 山崎晴雄	兵庫県南部地震の際に大きく動いた断層の長さについて、約40kmとされていること(10頁), 海上音波探査を用いた海域の活断層調査には、音波探査記録から直接断層を認定できるとの利点があるとされていること(100頁), 海底では地表地震断層等の痕跡の上に堆積物が次々と重なるため、痕跡が地層の中に保存されやすく、海底は活断層調査に適した環境であるとされていること(100~101頁)  なお、上記はいずれも島崎氏が執筆を担当した部分である(奥付頁参照)。
乙257 の1	Characterizing Crustal Earthquake Slip Models for the Prediction of Strong Ground Motion	写し	H11	Somerville, P. K. Irikura R. Graves S. Sawada D. Wald N. Abrahamson Y. Iwasaki T. Kagawa N. Smith A. Kowada	兵庫県南部地震について、地震モーメントが $24 \times 10^{25}$ dyne-cm ( $2.4 \times 10^{19}$ N·m), 断層長さが60km(幅が20km)と評価されていること
乙257 の2	上記の一部の訳文	写し	H29. 6. 7	1審被告	
乙258	『平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応について(追加指示)』に基づく報告【概要版】	写し	H23. 8. 30	東京電力株式会社	東京電力株式会社が、湯ノ岳断層について、2011年4月11日の福島県浜通りの地震(以下、「福島県浜通りの地震」という)の発生前には後期更新世以降の活動はないものと評価していたところ、同地震により井戸沢断層及び湯ノ岳断層沿いに正断層型の地表地震断層が出現したことを確認したことから、上記の評価が有効でなく、耐震設計上考慮する活断層に該当する可能性が否定できないとしたこと

乙259 の1	Unusual shallow normal-faulting earthquake sequence in compressional northeast Japan activated after the 2011 off the Pacific coast of Tohoku earthquake	写し	H24. 5. 5	今西和俊 安藤亮輔 桑原保人	東北日本においては一般的に東西方向の圧縮応力場（「逆断層型」）であるとされているところ、福島県浜通りの地震の発生地域である茨城県・福島県境付近においては、同地震の発生前から、元々、局所的に引張応力場（「正断層応力場」）であったとされていること
乙259 の2	上記の一部の訳文	写し	H29. 6. 7	1審被告	
乙260	海底活断層のボーリング調査による地震発生時長期予測の研究－別府湾海底断層を事例として－（予報）	写し	S61	島崎邦彦ほか	海域の活断層に関して、堆積物の堆積速度が速ければ、断層の変位は堆積物の層の中に欠落することなく保存されるとされていること（83～84頁）， 海上音波探査は、地下構造を知ることができ、断層の位置や変位様式・変位量に関する情報を得ることができる有効な調査手法であるとされていること（84, 87頁）等
乙261	浅海域と湖沼域の活断層調査－これまでの研究と今後の課題－	写し	H12	荒井晃作	海域は陸域に比べると浸食の影響が小さく、地層や断層が保存されやすいとされていること（49頁）， 海域において堆積速度が速ければ、断層活動の分解能（断層の活動履歴をどれだけ詳細に調査できるかの程度）は向上するとされていること（49, 52頁），等
乙262	地震の事典（抜粋）	写し	H23. 4. 10	宇津徳治 嶋悦三 吉井敏冠 山科健一郎	地震波の観測体制や解析手法の発展経緯及びその内容等

乙263	原子力規制委員会記者会見録（平成29年2月22日）	写し	—	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、本件発電所の地震動評価においては、地下の震源断層に対して過小となることのない長さ等を設定するなど保守的な条件設定により震源断層パラメータを設定し、これを用いて地震動評価を行っていることから、レシピ「(ア) の方法」を用いること自体が適切であるとの認識を示していること（5頁）
乙264 の1	関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（案）に対する御意見への考え方（抜粋）	写し	H28. 10	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、基準地震動の審査においては、策定に係る全プロセスを確認すること等により、その妥当性を評価しており、必ずしも詳細な計算内容のすべてを逐一確認することにより事業者の行った計算結果を検証する必要はなく、現行の審査のやり方に問題はないとの考え方を示していること
乙264 の2	その他の御意見について（抜粋）	写し	H28. 10	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、同委員会は独立した立場で、科学的・技術的見地から審査し、自ら責任を持って判断することが役割であり、審査は委員及び原子力規制庁職員が専門的知見等を活用しつつ進めている、また、必要に応じて外部専門家の意見を聴取することとしているとの考え方を示していること
乙265	活断層による地震動評価の不確かさの考慮に係る考え方の整理（案）	写し	H24. 6. 19	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院の第5回「地震・津波に関する意見聴取会」において、アスペリティの応力降下量の不確かさについて、1.5倍または断層のいずれのタイプや地域特性等を考慮して設定される値の大きい方を設定する、との考えが示されたこと

乙266	活断層による地震動評価の不確かさの考慮について（考え方の整理案）	写し	H24. 8. 17	原子力安全・保安院	乙265号証の後の第7回「地震・津波に関する意見聴取会」において、アスペリティの応力降下量の不確かさについて、1.5倍または20MPaの大きい方（断層のずれのタイプや地域特性等について十分な検討が行われた場合、20MPa以外の数値を用いても良い）を設定する、との修正案が示されたこと
乙267	第7回 地震・津波に関する意見聴取会（地震動関係）議事録（抜粋）	写し	—	原子力安全・保安院	アスペリティの応力降下量の不確かさについて1.5倍または20MPaの大きい方を設定するとの修正案（上記乙266）に関して、「20MPa」の部分については、断層のずれのタイプや地域特性等について十分な検討が行われた場合には「20MPa」との一定値による必要はない、とした原子力安全・保安院の説明に対して、藤原広行氏が自身の発言内容が盛り込まれていると思うとの認識を示していること
乙268	原子力発電所耐震設計技術規程 JEAC4601-2008（抜粋）	写し	H21. 12. 25	一般社団法人日本電気協会	耐震重要施設の建物・構築物に要求される各機能の維持に関して、JEAC4601-2008においては、鉄筋コンクリート造耐震壁のせん断ひずみ度の許容限界（評価基準値）を満足していれば、それぞれの機能は維持されるとされていること